

平成26年度 流山市国民健康保険事業計画

重点項目	具体的な対応	内 容
(1) 適用適正化対策の推進	① 適用・適正化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入者のうち、重複加入していると思われる方や他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる方に対して通知を行い、資格の適正化を図る。 ・国民健康保険の未適用者については、資格の完全遡及を実施していることから、国民健康保険の加入届出の遅延者に対して、広報等により加入手続きの周知徹底を図る。
	② 退職被保険者に対する適用	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会から提供される年金受給者一覧表に基づき、対象者の適正な執行を確保するとともに、届出を忘れていた被保険者に退職被保険者・被扶養者取得届用紙を送付し、退職被保険者の把握に努める。
	③ 未申告者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・所得把握のため、簡易申告書を送付し、未申告者の解消を図る。
	④ 居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理	<ul style="list-style-type: none"> ・居所不明被保険者の資格喪失については、「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領」に基づき、収納指導員等により実態調査を実施し、市民課に職権抹消を依頼する。
	⑤ 2重加入者の職権消除	<ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者資格に係る職権資格喪失事務要領」に基づき、勤務先へ社会保険調査を実施し、重複加入の可能性のある方について喪失手続きの勧奨通知をし、一定期間回答の無い方について、職権で国保資格を喪失させる。
(2) 保険料の収納率向上対策の推進	① 滞納整理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・目標収納率を設定し、目標達成のための具体的な実施方法、実施体制等を明記した平成26年度実施計画書を作成し、収納率向上に向けての滞納整理事業を展開していく。
	② 滞納世帯の実態分析	<ul style="list-style-type: none"> ・所得段階別、職業別、収納指導員区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行う。
	③ 徴収体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当、大口担当及び債権対策室を含め総合的に滞納対策に取り組む。

重点項目	具体的な対応	内 容
	④ 納期内納付の推進	・納付方法別において収納率が最も高い口座振替制度の推進を図る。特に、新規加入者に対しては、申請時に口座振替を勧める等、重点的な口座振替の推進を図る。
	⑤ 被保険者指導の徹底	・文書催告はもとより、短期被保険者証や資格証明書を発行することで、滞納者との未接触を解消し、納付相談を持つことで被保険者の状況を把握し適切な納付指導を行う。
	⑥ 滞納処分の強化	・滞納者個々の生計状況を掌握し、悪質な滞納者に対しては保険制度の秩序及び公平を保つ意味からも滞納処分を実施する。
	⑦ 年金受給者からの特別徴収	・国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする特別徴収を開始する。
	⑧ 納付環境の整備	・納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を図る。
	⑨ 職員の資質・意欲の向上	・職員及び収納指導員の研修、啓発を通して資質の向上を図る。
(3) 医療費適正化対策の推進	① レセプト点検の充実	・職員の配置及び職員研修等の受講により、一層の点検事務の充実を図る。
	② 医療費通知	・総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度について理解を求め、医療費適正化に資する。
	③ ジェネリック医薬品使用促進通知	・被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック後発医薬品へ切り替えた際の削減できる自己負担額を具体的に通知し、ジェネリック医薬品の使用促進に対する啓発を図る。
	④ 医療費データベースの整備・活用	・国保連合会で作成している医療費分析資料の活用。
	⑤ 第三者行為求償事務の実施	・レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案について抽出する。
	⑥ 療養費の適正化	・柔道整復に通院する被保険者にアンケート調査を実施し、通院状況を確認する。

重点項目	具体的な対応	内 容
(4) 保健事業の充実	① 人間ドック等助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック利用者に対し助成金を交付し、被保険者の健康の保持・増進に資する。 ・脳ドックの助成事業について検討を行う。
	② あんま・はり等助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・あんま・マッサージ等施設利用者に助成金を交付し、医療費の適正化に資する。
	③ 「健康を支える栄養学」による健康推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が健康を維持・回復・増進することにより、年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」を被保険者に紹介する。
	④ 保健事業部門等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進課に特定健康診査・特定保健指導その他保健事業を行う係を設置し、専門的知識に基づいた一体的な保健事業を実施することで、保健事業の強化を図り、被保険者の保健意識を向上させ、医療給付費の減少に資する。
	⑤ 特定健康診査・特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健指導が各保険者に義務付けられたことから、適切な医療費の確保と医療費の適正化を推進するため、生活習慣病の予防を目的として実施する。また、第2期実施計画に基づき、更なる受診率の向上を目指す。
(5) 保険料率の見直し	① 適正な保険料の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政の健全化を目指し、適正な賦課とともに、平準化に向けた保険料率の見直しの検討を行う。
(6) その他	① 国・県への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険制度の一本化、国保制度に対する財政基盤強化策の一層の充実等について国に要望する。

